12　権利保全対策官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の用に供する権利の保全に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。

13・14　（略）

（造林間伐対策室並びに森林資源循環施業推進官、造林間伐指導官、低コスト森林施業指導官、森林土木専門官、路網ネットワーク整備指導官、路網整備専門官、森林災害復旧指導官、林道災害復旧指導官及び災害査定官）

第三百九十二条　整備課に、造林間伐対策室並びに森林資源循環施業推進官一人、造林間伐指導官二人、低コスト森林施業指導官一人、森林土木専門官三人、路網ネットワーク整備指導官一人、路網整備専門官一人、森林災害復旧指導官一人、林道災害復旧指導官一人及び災害査定官二人を置く。

2～7　（略）

8　路網ネットワーク整備指導官は、民有林野の林道及び作業路網の整備に関する技術の普及並びに林道の耐久力の強化に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

9～12　（略）

（船舶管理室並びに情報管理専門官、管理官、危機管理・災害対応専門官、船舶管理官及び船員管理官）

第五百三十一条　漁政課に、船舶管理室並びに情報管理専門官一人、管理官三人、危機管理・災害対応専門官一人、船舶管理官一人及び船員管理官一人を置く。

2～5　（略）

6　危機管理・災害対応専門官は、水産庁の所掌に係る事業に関する災害その他の事故への対処に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

7・8　（略）

（新設）

12・13　（略）

（造林間伐対策室並びに森林資源循環施業推進官、造林間伐指導官、低コスト森林施業指導官一人、森林土木専門官三人、路網整備専門官一人、森林災害復旧指導官一人、林道災害復旧指導官及び災害査定官）

第三百九十二条　整備課に、造林間伐対策室並びに森林資源循環施業推進官一人、造林間伐指導官二人、低コスト森林施業指導官一人、森林土木専門官三人、路網整備専門官一人、森林災害復旧指導官一人、林道災害復旧指導官一人及び災害査定官二人を置く。

2～7　（略）

（新設）

8～11　（略）

（船舶管理室並びに情報管理専門官、管理官、船舶管理官及び船員管理官）

第五百三十一条　漁政課に、船舶管理室並びに情報管理専門官一人、管理官三人、船舶管理官一人及び船員管理官一人を置く。

2～5　（略）

（新設）

6・7　（略）

（資源管理推進室及び漁業取締管理室並びに資源管理推進官、外国漁船検査官、漁業監督指導官、首席漁業監督指導官、次席漁業監督指導官、情報分析管理官及び外国漁船取締企画官）

第五百三十六条　管理課に、資源管理推進室及び漁業取締管理室並びに資源管理推進官二人、外国漁船検査官一人、漁業監督指導官三十三人、首席漁業監督指導官一人、次席漁業監督指導官三人、情報分析管理官一人及び外国漁船取締企画官二人を置く。

2～5　（略）

6　資源管理推進官は、命を受けて、水産資源の管理についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

7　外国漁船検査官は、寄港する外国漁船の検査に関する事務並びに外国漁船の寄港に関する連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8・9　（略）

10　次席漁業監督指導官は、命を受けて、第八項の事務を行い、及び同項の事務の総括に関し、首席漁業監督指導官を補佐する。

11・12　（略）

（沿岸・遊漁室並びに漁業調整官、首席漁業調整官、漁業復興推進官、操業指導調整官、国際漁業管理官、かつお・まぐろ漁業企画官、海外まぐろ・かじき情報調整官、まぐろ資源検査官、漁場管理対策官及び釣人専門官）

第五百三十七条　漁業調整課に、沿岸・遊漁室並びに漁業調整官五人、首席漁業調整官一人、漁業復興推進官一人、操業指導調整官二人、国際漁業管理官一人、かつお・まぐろ漁業企画官一人、海外まぐろ・かじき情報調整官一人、まぐろ資源検査官五人、漁場管理対策官一人及び釣人専門官一人を置く。

2～11　（略）

12　漁場管理対策官は、漁場の管理に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

13　（略）

（資源管理推進室及び漁業取締管理室並びに資源管理計画官、漁業監督指導官、首席漁業監督指導官、次席漁業監督指導官、情報分析管理官及び外国漁船取締企画官）

第五百三十六条　管理課に、資源管理推進室及び漁業取締管理室並びに資源管理計画官一人、漁業監督指導官三十三人、首席漁業監督指導官一人、次席漁業監督指導官三人、情報分析管理官一人及び外国漁船取締企画官二人を置く。

2～5　（略）

6　資源管理計画官は、水産資源の回復についての企画及び連絡調整に関する事務をつかさどる。

（新設）

7・8　（略）

9　次席漁業監督指導官は、命を受けて、第七項の事務を行い、及び同項の事務の総括に関し、首席漁業監督指導官を補佐する。

10・11　（略）

（沿岸・遊漁室並びに漁業調整官、首席漁業調整官、漁業復興推進官、操業指導調整官、国際漁業管理官、かつお・まぐろ漁業企画官、海外まぐろ・かじき情報調整官、まぐろ資源検査官及び釣人専門官）

第五百三十七条　漁業調整課に、沿岸・遊漁室並びに漁業調整官五人、首席漁業調整官一人、漁業復興推進官一人、操業指導調整官二人、国際漁業管理官一人、かつお・まぐろ漁業企画官一人、海外まぐろ・かじき情報調整官一人、まぐろ資源検査官五人及び釣人専門官一人を置く。

2～11　（略）

（新設）

12　（略）